

【第二十六号様式】（平20内府令8・全改、平21内府令78・旧第二十五号様式線下、平26内府令49
・令元内府令2・令元内府令14・令2内府令75・一部改正）

（日本産業規格 A 4）

届出日： 年 月 日

電子公告届出書

関東財務局長 殿

電子開示システム（法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織をいう。）により公告を行いたいのので、添付書類(2)とともに電子公告届出書を提出いたします。

1. 仮番号(3)
2. 届出者の名称(4)
3. 特定有価証券の種類及び名称(5)
4. 代表者の役職氏名(6)
5. 設立日(7)
6. 本店所在地(8)
7. 電話番号(9)
8. 連絡場所(10)
9. 連絡先電話番号(11)
10. 連絡先電子メールアドレス(12)
11. その他(13)

（記載上の注意）

- (1) 届出者が外国法人である場合には、この様式に準じて記載すること。この場合、「7. 電話番号」の次に「7-2 代理人の氏名又は名称」、「7-3 代理人の住所又は所在地」及び「7-4 代理人の電話番号」の項を設け、代理人について記載すること。また、「8. 連絡場所」から「10. 連絡先電子メールアドレス」までは、代理人の事務担当者（当該電子公告届出に係る担当者をいう。以下この様式において同じ。）について記載すること。

(2) 添付書類

第27条の5第1項において準用する開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第2条第4項各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付すること。

(3) 仮番号

第27条の5第1項において準用する開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第2条第1項に規定する番号を記載すること。

(4) 届出者の名称

届出者の名称を記載すること。

- (5) 特定有価証券の種類及び名称
特定有価証券の種類及び名称（銘柄、ファンド名等）を記載すること。
- (6) 代表者の役職氏名
代表者の役職及び氏名を記載すること。
- (7) 設立日
法人の設立年月日を記載すること。
- (8) 本店所在地
本店所在地を郵便番号とともに記載すること。
- (9) 電話番号
法人の代表番号等（対外的な窓口となる電話番号）を記載すること。
- (10) 連絡場所
事務担当者に係る連絡場所の所在地を記載すること。
- (11) 連絡先電話番号
連絡場所の電話番号を記載すること。
- (12) 連絡先電子メールアドレス
事務担当者又は連絡場所の電子メールアドレスを記載すること。
- (13) その他
その他記載すべき事項があれば記載すること。